

7

マイクロチップの装着、登録

動物の飼い主（所有者）は、迷子や災害時の脱走、盗難に備えて、動物に身元表示を行って飼い主を明らかにしておく必要があります。令和元年の法改正により、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬と猫については、マイクロチップの装着が義務になりました*（そのほかの犬と猫については努力義務）。マイクロチップを装着した場合は、飼い主（所有者）の情報の登録が必要になります。

*必要な検討を行った上で、令和4年6月1日に施行されます。

*ブリーダーが所有する犬と猫についても義務となります。

1 マイクロチップとは

マイクロチップは、生体適合素材を使用した直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具です。

それぞれに異なる15桁の番号が記録されており、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ります。一度体内（皮下）に埋め込むと、脱落したり、消失することはほとんどなく、半永久的に読み取り可能な個体識別（身元証明）です。番号が書きかえられることもないため、確実に安全性の高い身元証明として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使用されています。

マイクロチップ



マイクロチップの読み取り

2 マイクロチップの装着

マイクロチップは、動物病院などで獣医師が専用の注射器を使って体内（皮下）に埋め込みます。

ブリーダーやペットショップなどの犬猫等販売業者（p14参照）は、犬や猫を入手したら、①「その個体を入手した日（生後90日以下の場合は生後90日を経過した日）から30日以内」、または ②「販売する日が①の日以前であればその日まで」のいずれか早い日までに、その個体にマイクロチップを装着しなければなりません（装着義務）*。また、知人や動物保護団体等から犬や猫を譲り受けた場合は、装着は努力義務とされています。

*例として、56日を経過し販売しようとする犬や猫については、販売する日までに装着が必要です。

3 飼い主情報の登録

マイクロチップを装着したら、データベースに飼い主（所有者）情報の登録をしなければなりません（登録の義務）*。登録をすると「登録証明書」が交付されます。ブリーダーやペットショップが犬や猫を販売する際や、動物保護団体等が登録を受けた犬や猫を譲り渡す場合は、登録証明書と一緒に新たな飼い主（所有者）に渡す必要があります。

*データベースや登録システムは、令和4年6月1日の施行までに構築される予定です。

4 飼い主情報の変更登録

ブリーダーやペットショップから犬や猫を購入した場合や、知人や動物保護団体などからマイクロチップが装着された犬や猫を譲り受けた場合、データベースにはブリーダーやペットショップ、知人や動物保護団体が飼い主（所有者）として登録されています。新たな飼い主（所有者）は、変更登録を行わなければなりません（変更登録の義務）*。登録されている情報の変更には、犬や猫と一緒に渡された登録証明書が必要になります。

*ペットショップがブリーダーから犬や猫を購入した場合等も変更登録が必要です。

マイクロチップの装着から登録までの一般的な流れ (ペットショップから購入した場合)

ブリーダー

生まれた子犬や子猫に獣医師がマイクロチップを装着。



データベースにアクセスして所有者として情報登録。



登録完了すると手元に登録証明書が届く。



登録証明書を付けて子犬、子猫を販売。



ペットショップ

データベースにアクセスして新たな所有者として変更登録。



登録完了すると手元に新たな登録証明書が届く。



登録証明書を付けて子犬、子猫を販売。



購入した飼い主

データベースにアクセスして新たな所有者として変更登録。



手元に届いた新たな登録証明書を大切に保管。

